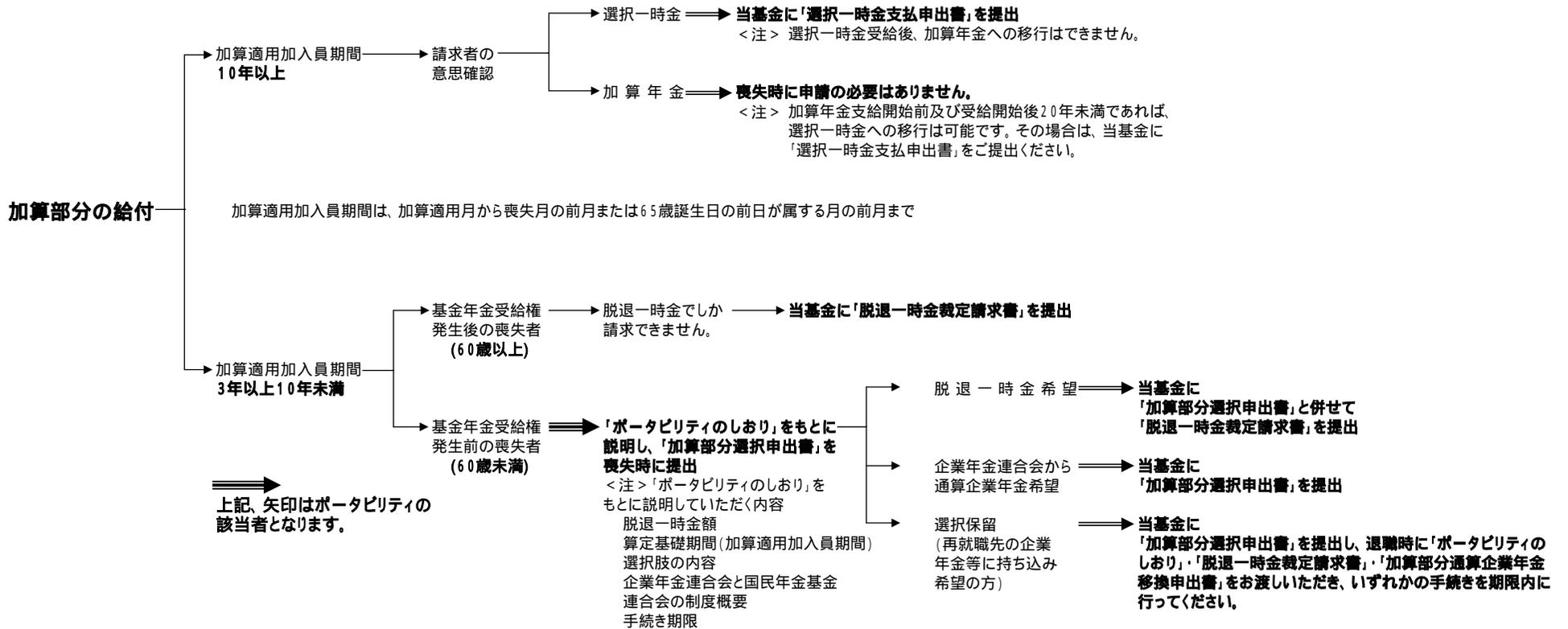


加算部分の手続きについて



<注意>

企業年金連合会からの通算企業年金を選択希望された場合、「脱退一時金額」から約1割の事務手数料を控除され残った額を給付原資として運用します。また、企業年金連合会から「脱退一時金相当額」(積立金)を、他の企業年金等に移す場合もさらに事務費が発生します。

加入員期間10年以上の方が喪失する場合は、ポータビリティの該当者ではありませんのでご注意ください。

基本年金・加算年金ともに終身年金となりますが、加算年金につきましては、

当基金の場合:加算年金支給開始後20年未満(20年保証付終身年金)で死亡または選択一時金を希望した場合には、残余期間に応じて一時金をお支払いいたします。

企業年金連合会の場合:加算年金支給開始から80歳までに亡くなられた場合には、残余期間に応じて死亡一時金が支払われます。また、加算年金支給開始後、病気や災害などで資金を必要とされる場合は、残余期間に応じて選択一時金が支払われます。